

「第10期いばらき高齢者プラン21」の基本的な考え方（素案）

長寿福祉課

1 計画の策定方針

1 老人福祉法に基づく「都道府県老人福祉計画」、介護保険法に基づく「都道府県介護保険事業支援計画」に、新たに認知症基本法に基づく「都道府県認知症施策推進計画」を加えた3つの計画を一体的に策定する。

2 「政策目標」及び「施策の柱」は上位計画である県総合計画に読み替えるものとし、その他計画に記載すべき事項（数値目標・介護サービスの見込量等（※））を中心に検討し、策定する。（第9期プラン策定時の方針と同様）

※ 市町村が老人福祉・介護保険事業を実施するにあたり必要な数値目標等（計画期間及び2040年（令和22年）における、介護給付サービスの利用見込みや介護保険施設等の必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標等）、その他、高齢者の現状及び高齢者人口等の推計、国の基本指針において基本的記載事項として定めることとされる事項、各施策における数値目標等。

◎策定スケジュール（予定・変更の場合あり）

年月	場所	内容
R8年（2026年） 7月31日		推進委員会の設置（委員委嘱等）
8月21日	県庁6階 災害対策本部室	<u>第1回推進委員会</u> （委員長・副委員長の選任、プラン策定の基本的考え方・骨子・概要の調整）
12月上旬	県庁会議室	<u>第2回推進委員会</u> （プラン全体素案の調整・サービス見込み量中間報告）
R9年（2027年） 2月		パブリックコメントの実施
3月上旬	県庁会議室	<u>第3回推進委員会</u> （プラン最終案の調整）
3月下旬		高齢化対策推進本部（庁議）において最終決定
4月1日		計画施行

2 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨 → 第9期プランの趣旨を継続

<案>

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中であって、今後、我が国の高齢化はますます進行し、併せて総人口の減少も進むことが見込まれています。

また、一人暮らし高齢者の一層の増加が見込まれ、生活面や福祉面などで様々な課題が生じ、性別や地域などによっても異なる対応を求められるようになっていきます。

さらに、地域コミュニティの希薄化、長寿化に伴う資産・健康面の維持など、新たな課題も生じてきており、これまでの我が国の社会モデルが今後もそのまま有効である保証はなく、10年、20年先の風景を見据えて持続可能な高齢社会を作っていくことが重要な課題となっています。

この計画は、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現するため、茨城県の特性を踏まえ、本格的な超高齢社会に的確に対応していくために、本県が目指すべき基本的な政策目標を定め、取り組むべき施策の方向を明らかにするために策定するものです。

(2) 計画の性格 → 令和22年(2040年)を見据えたもの

<案>

1 老人福祉法、介護保険法及び認知症基本法に基づく計画

「いばらき高齢者プラン21」とは、老人福祉法に基づく「茨城県高齢者福祉計画」、介護保険法に基づく「茨城県介護保険事業支援計画」及び認知症基本法に基づく「茨城県認知症施策推進計画」の総称です。

○「茨城県高齢者福祉計画」：老人福祉法第20条の9

○「茨城県介護保険事業支援計画」：介護保険法第118条

○「茨城県認知症施策推進計画」：共生社会の実現を推進するための認知症基本法第12条

2 市町村計画の円滑な推進を支援する計画

この計画は、市町村が策定する老人福祉計画や介護保険事業計画との整合を図りつつ、市町村による取り組みを広域性・専門性の観点から支援する性格を持っています。

3 「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、重点的に取り組むべき施策を本格化させる計画

いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け、地域の実情に応じて、中長期的な視点に立って推進すべき施策を本格化させるものです。

4 超高齢社会に対応するための総合的な計画

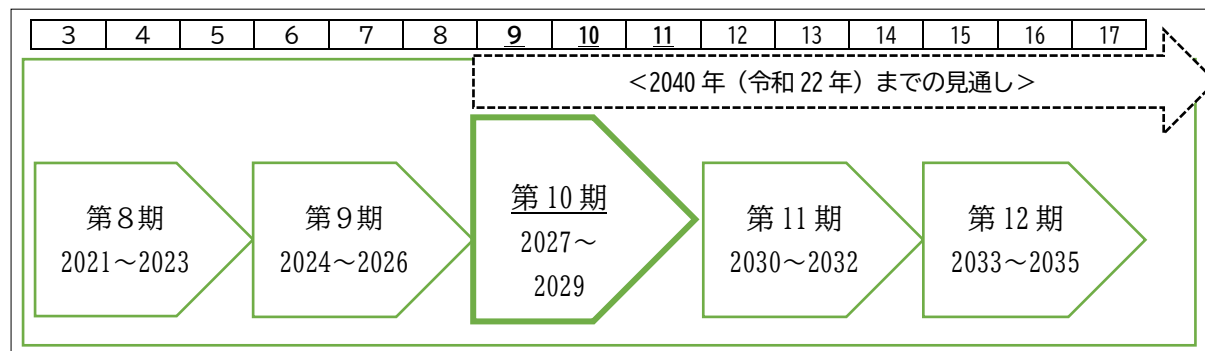
この計画では、高齢者のみならず壮年期(40～64歳)からの健康づくり等も対象とするほか、介護保険対象外の高齢者福祉サービスや就労、まちづくりなど、超高齢社会に対応していくための総合的な施策を明らかにしています。

(3) 計画の期間 → 第9期プラン（3カ年間）と同期間

<案>

いばらき高齢者プラン 21 は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施や老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画として、3年ごと（法定）に策定することとしています。

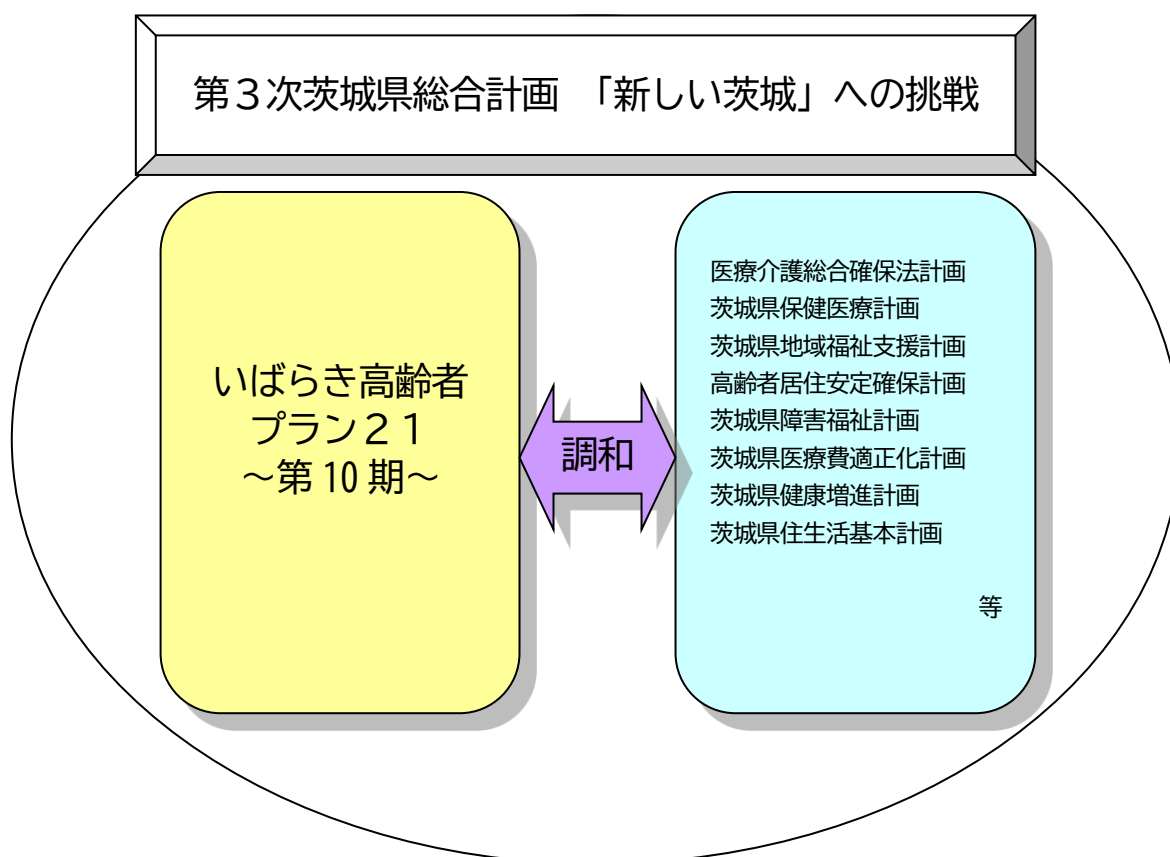
従って、第10期プランの計画期間は、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3ヶ年間となります。



(4) 他の計画との調和 → 第9期プランと同様

<案>

いばらき高齢者プラン 21 は、県政運営の指針である「第3次茨城県総合計画 『新しい茨城』 への挑戦」の部門別計画として位置づけられるものであり、また、高齢者保健福祉等の推進に関する事項を定める他の計画と調和が保たれるよう配慮しています。



(5) 高齢者福祉圏の設定 → 第9期プランと同圏域

- 介護保険事業支援計画では、都道府県が定める地域（＝老人福祉圏）ごとに、施設の整備目標や、必要な介護サービス量の見込みを定めることとされており、国の指針において「老人福祉圏域については、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図る観点から、二次医療圏と一致させることが望ましい」とされているため、第9期プランと同様、茨城県保健医療計画（第8次）の二次保健医療圏と一致するよう設定する。

<案>

高齢者福祉・介護サービスの提供を効率的かつ合理的に推進するためには、市町村域を超えた広域的な観点からの調整が必要です。

このため、老人福祉法及び介護保険法に基づく「高齢者福祉圏」を設定し、圏域ごとに施設整備や介護サービス等を見込みを定めることとしています。

この高齢者福祉圏は、福祉と保健・医療の連携を図りながら、高齢者の生活実態に応じた総合的サービスが提供できるよう、茨城県保健医療計画（第8次）の二次保健医療圏と一致するよう設定しています。

高齢者福祉圏域名	圏域内市町村
水戸福祉圏	水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
日立福祉圏	日立市、高萩市、北茨城市
常陸太田・ひたちなか福祉圏	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
鹿行福祉圏	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
土浦福祉圏	土浦市、石岡市、かすみがうら市
つくば福祉圏	つくば市、常総市、つくばみらい市
取手・竜ヶ崎福祉圏	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
筑西・下妻福祉圏	結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町
古河・坂東福祉圏	古河市、坂東市、五霞町、境町

2 高齢者を取り巻く現状について

- 認知症施策推進計画を一体化して作成することから、記載データの種類、構成を変更する。

第9期	第10期
第2章 高齢者を取り巻く現状	第2章 高齢者を取り巻く現状
第1節 人口構成とその推移	1 本県の高齢化の現状
1 本県の高齢化の現状	2 圏域別・市町村別の高齢化の状況
2 圏域別・市町村別の高齢化の状況	3 高齢者世帯の状況
第2節 本県高齢者の世帯及び就業状況等	4 要支援・要介護認定者の状況
1 高齢者世帯の状況	5 認知症及びMCI高齢者の将来推計
2 就業状況	6 高齢者の就業状況
3 高齢者の経済状況	7 高齢者の経済状況
第3節 受診状況	8 高齢者の受診状況

※【資料2-2】第10期プラン素案（目次）比較表 参照

3 「政策目標」について

- 「政策目標」については、引き続き第3次県総合計画の政策7に掲げる「健康長寿日本一」とする。

「政策目標」＜案＞

「健康長寿日本一」

4 「施策の柱」と「主な取組」について

（1）「施策の柱」＜案＞

- 総合計画における政策7「健康長寿日本一」を基本とし、「地域の日常生活の維持確保」及び「地域における医療・介護提供体制の充実」を加えたものとする。

施策（1）人生百年時代を見据えた健康づくり・地域の日常生活の維持確保
施策（2）認知症対策の強化（茨城県認知症施策推進計画）
施策（3）がん対策
施策（4）地域における医療・介護提供体制の充実

（2）「主な取組」＜案＞

- 第3次県総合計画における各施策の主な取組から再編したうえで、現状、課題、具体的な取組内容などの項目を新たに記載する。

※【資料2-3】「政策目標」、「施策の柱」、「主な取組」 参照

5 数値目標の設定

→ 第10期プランにおける数値目標については、第9期の目標を基本的に継続するとともに、各施策の推進にあたり、新たに必要となる目標の設定を検討する。

第9期プラン 61項目 → 第10期プラン（案） 60項目

（追加） 5項目

番号	施策の位置づけ	項目名
1	(1) 人生百年時代を見据えた健康づくり・地域の日常生活の維持確保	通いの場の高齢者への参加率
2		サービス・活動C（通所または訪問）を実施している市町村の数
3	(2) 認知症対策の強化（茨城県認知症施策推進計画）	認知症の本人の発信支援に取り組む市町村数
4		市町村に協力しているサポート医の数又は割合（協力しているサポート医数/サポート医数）
5	(4) 地域における医療・介護提供体制の充実	介護サービスが充足していると感じる利用者の割合

（項目内容修正） 4項目

第9期 番号	施策の位置づけ	項目名
22	(1) 人生百年時代を見据えた健康づくり・地域の日常生活の維持確保	早期発見・見守りネットワーク構築市町村の割合
23		保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク構築市町村の割合
24		関係専門機関介入支援ネットワーク構築市町村の割合
48	(2) 認知症対策の強化（茨城県認知症施策推進計画）	本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを整備する市町村数

（削除） 6項目

第9期 番号	施策の位置づけ	項目名
18	(1) 人生百年時代を見据えた健康づくり・地域の日常生活の維持確保	地域包括支援センター数
21		協議体（第2層・生活圏域）の議論により開始した支え合い活動数
25		元気シニアバンクの登録件数（活動者数）
43	(2) 認知症対策の強化（茨城県認知症施策推進計画）	一般病院勤務の医療従事者認知症対応力向上研修受講者数（累計）
44		病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修受講者数（累計）
46		認知症介護実践リーダー研修受講者数

(検討中) 7 項目

第9期 番号	施策の位置づけ	項目名
1	(4) 地域における医療・介護提供体制の充実	特定看護師数
2		退院支援を実施している診療所・病院数（人口 10 万人あたり）
3		訪問診療を実施している診療所・病院数（人口 10 万人あたり）
4		訪問看護事業所数（人口 10 万人あたり）
5		在宅療養支援歯科診療所数（人口 10 万人あたり）
7		在宅療養支援診療所（機能強化型）、在宅療養支援病院（機能強化型）及び在宅療養後方支援病院の数（人口 10 万人あたり）
8		看取り数（死亡診断のみの場合を含む・人口 10 万人あたり）

※【資料 2—4】第 10 期いばらき高齢者プラン 21 数値目標項目設定表 参照

6 計画の推進体制等

→第9期プランの体制を継続

◎計画推進における各機関の役割

- 行政（人材の養成・研修の実施及び支援、事業者の指導監査、関係機関・団体との連携等）
 - ・ 市町村（地域の身近な相談窓口、地域包括ケアシステムの深化、市町村計画の進行管理・評価（PDCA サイクル）、高齢者の自立支援・重度化防止の取組み、介護保険制度の円滑な運営等）
 - ・ 県（市町村計画の推進への支援、広域的な介護サービスの調整、人材の養成確保等）
- 関係機関・団体（情報提供、苦情処理、相互の連携等）
- 県民（介護予防・健康づくりの取組み、社会参加、地域づくりへの参画等）

◎県の計画推進体制

- 「いばらき高齢者プラン 21 推進委員会」による計画の進行管理・評価（PDCA サイクル）
国への報告及び公表
- 県高齢化対策推進本部による施策の推進

7 介護保険事業のサービス見込み量等の設定

国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）」における基本的記載事項等で示されたサービスの項目について設定。

1 2030（令和12）年度目標値 → 第9期と同様

- ① 地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員合計数のうちユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合（療養病床転換に伴う入所定員増加分を除く）
50%以上
- ② ①のうち、地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合 70%以上

2 介護給付等対象サービス → 第9期と基本的に同様

- ①介護給付サービスの量の見込み及び供給目標（各年度毎、老人福祉圏域毎＋全県域）
 - ・ 居宅介護支援
 - ・ 居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売）
 - ・ 地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護サービス）
 - ・ 施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）
- ②医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付サービス量の見込み
- ③介護予防給付対象サービスの量の見込み及び供給目標
 - ・ 介護予防支援
 - ・ 介護予防サービス（介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売）
 - ・ 地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）
- ④介護保険事業費の見込み

3 地域支援事業 → 第9期と同様

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）及び包括的支援事業等の量の見込み
- 任意的記載事項である地域支援事業（総合事業、包括的支援事業、任意事業）の費用の額についても引き続き記載する。